

誓約書及び同意書

廿日市市創業支援補助金を申請するにあたり、下記の内容について間違いないことをここに誓約します。この誓約書及び同意書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴団体において必要と判断した場合に、当方の個人情報を関係行政機関（国、広島県、市町、警察など）に提供することについて同意します。

記

1. 廿日市市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者には該当しません。また、それらと密接な関係にありません。
2. 市税の滞納はありません。
3. 宗教活動又は政治活動が主たる目的ではありません。
4. 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれはありません。
5. 関係行政機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。
6. 5 年以内に廃業、市外へ移転しない等事業の継続性が確保されるよう努めます。
7. 当該補助金を受けて行う事業は、市外に本店を有する事業者のチェーン店又は支店等ではありません。
8. 当該補助金に係る記入事項及び添付書類について一切虚偽の記載や説明を行うことはありません。
9. 補助事業において取得した財産が 50 万円（税抜）以上の場合には、当該財産を 5 年間処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）をせず、やむを得ない事情により処分が必要となった場合は廿日市市産業まちづくり委員会（以下「委員会」という。）に対し理由を説明し処分の承認を受けるとともに、交付された補助金を返還します。また、委員会が年に 1 回以上行う当該財産の処分状況の確認に対しては速やかに対応します。

廿日市市産業まちづくり委員会 実行委員長 様

年 月 日

住所

事業所名（ない場合は不要）

氏名（代表者）

Ⓜ

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。